

## 議案第 3 1 号

### 財産区有財産の処分について

下記の宮島財産区有財産を処分することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

1 処分財産の明細  
別紙のとおり

2 相手方  
京都府南丹市美山町長谷湯ヶ谷1の1番地  
長谷区  
代表者 区長 大川 雅続

3 方法  
無償譲渡

4 無償譲渡する理由  
当該土地については、以前より長谷区が使用収益を行ってきた土地であり、同区からの要望により当該土地を無償で譲渡するものである。

令和 8 年 3 月 2 3 日提出

宮島財産区管理者  
南丹市長 西村 良平

別 紙

所 在	地 番	地 目	地 積 (㎡)	摘 要
南丹市美山町長谷二ツ谷	1 番 4	山林	100,195	
南丹市美山町長谷貝谷	1 番	山林	1,685	
	2 番	山林	1,854	
南丹市美山町長谷小山	1 番 1	山林	6,396	
合 計	4 筆		110,130	